

公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ 寄附金の取扱いに関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ（以下「当法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金とは、当法人の会員を含む広く一般社会に、募金を行うことにより受領する寄附金をいう。
 - (2) 特定寄附金とは、前項のほか、会員を含む広く一般社会から受領する寄附金であって、その使途、処分及び保有形態について制約が課せられた寄附金をいう。
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(使 途)

- 第3条 受領した一般寄附金総額の50%以上を当法人が行う公益目的事業に使用し、残額を管理費に使用することができるものとする。
- 2 前項については、寄附者にこの規程を示し、了解を得るものとする。
 - 3 受領した特定寄附金は、全額を寄附者の特定した使途に使用するものとする。

(申 込)

第4条 会員以外からの寄附金を受領する場合は、別に定める寄附金申込書により申込を受け、原則として理事会の承認を受けなければならない。

(一般寄附金の募集)

- 第5条 一般寄附金は、常時募集することができる。
- 2 一般寄附金を募集する場合、寄附者において使途指定または寄附金の管理運用方法に係る条件を付さないものとする。
 - 3 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上の割合を当法人が行う公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金の募集)

第6条 特定寄附金を募集する場合、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途およびその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）

を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、当法人が行う公益目的事業の全部または一部に使用することとして、資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の 30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

- 第 7 条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。ただし、ホームページにおいて募金目論見書を公開することをもってこれに代えることができる。

(受領書等の送付)

- 第 8 条 一般寄附金及び特定寄附金を受領したときは、寄附者に対して受領書を送付するものとする。
- 2 前項の受領書には、当法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。
 - 3 一般寄附金及び特定寄附金の受領者氏名、金額等を理事会において報告をする。

(寄附金に係る結果の報告)

- 第 9 条 当法人は、寄附者の求めに応じて、寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ等への公開をもってこれに代えることができるものとする。
- 2 当法人は、寄附者の求めに応じて、当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ等への公開をもってこれに代えることができるものとする。

(受入基準)

- 第 10 条 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、(理事会の承認を得て) 当該寄附金を辞退しなければならない。
- (1) 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 5 条第 17 号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
 - (2) 寄附者がその寄附をしたことにより税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - (3) 寄附金の受け入れに起因して、当法人が著しく資金負担が生ずる場合
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、当法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び当法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第 11 条 当法人が受領する寄附金については、公益認定法施行規則第 22 条 5 項各号に定める事項について、事務所に備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第 12 条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附 則

- 1 この規程は、当法人が公益認定法第 4 条に基づく公益社団法人の認定を受けた日から施行する。
- 2 前項の施行日は、平成 27 年 3 月 26 日である。
- 3 この規程は、平成 27 年 5 月 22 日から改正施行する。(平成 27 年度第 1 回理事会決議)
- 4 この規程は、令和 2 年 5 月 10 日から改正施行する。(令和 2 年度第 1 回理事会決議)
- 5 この規程は、令和 3 年 4 月 25 日から改正施行する。(令和 2 年度第 5 回理事会決議)
- 6 この規程は、令和 4 年 7 月 16 日から改正施行する。(令和 4 年度第 2 回理事会決議)
- 7 この規程は、令和 7 年 6 月 22 日から改正施行する。(令和 7 年度第 1 回理事会決議)